

令和2年第6回
箕面市農業委員会総会会議録

令和2年6月16日（火）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和2年6月16日(火)
午後1時30分から午後1時50分まで

2. 出席委員(11名)

| | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 阪本 喜代治 | 2番 | 二石 博昭 | 3番 | 神代 繁近 |
| 9番 | 稲垣 恵一 | 10番 | 小路 一男 | 12番 | 北田 榮次 |
| 13番 | 野口 博史 | 16番 | 仲野 良次 | 17番 | 佐茂 仁士 |
| 18番 | 大住 勝 | 21番 | 上田 春雄 | | |

3. 欠席委員

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 4番 | 乾 敏雄 | 5番 | 西田 茂信 | 6番 | 稲野 実 |
| 7番 | 清水 哲朗 | 8番 | 笹川 悦子 | 11番 | 辻元 利治 |
| 14番 | 加藤 博一 | 15番 | 神田 隆生 | 19番 | 松井 正義 |
| 20番 | 橋本 正 | | | | |

4. 会議録署名委員 12番 北田 榮次 13番 野口 博史

5. 出席事務局職員

事務局長 本田 敦、局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治
主任 辻岡 昌樹、中井 正美

6. 議事日程

第39号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可の件
第40号議案 農用地利用集積計画の作成の件
第41号議案 農用地利用集積計画の作成の件
報告第24号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第25号 農地等状況報告の件

令和2年第6回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

議長 それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年第6回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
座らせていただいて、進行させていただきます。
この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものとしたします。

事務局 希望者はございません。
議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
事務局 出席状況をご報告いたします。
本日は、委員21名中、出席委員は11名、加えて、乾委員、西田委員、稲野委員、清水委員、笹川委員、辻元委員、加藤委員、神田委員、松井委員及び、橋本委員の10名から委任状の提出がございます。
従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。

議長 それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。
議長 それでは、12番の北田委員さん、13番の野口委員さんをお願いいたします。

議長 次に、日程第2、第39号議案
農地法第5条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。
本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第39号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件につきまして、ご説明申し上げます。
議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。
申請地は、新稲■■■■■■■■■■、地目は、台帳・現況ともに畑、面積は■■■■平方メートルです。
譲受人は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■
■■■■氏、職業は■■■■です。
譲渡人は、■■■■■■■■■■、■■■■氏■■■■■■■■■■、他1名、転用目的は資材置き場、農地区分は第3種農地でございます。
以上、第39号議案のご説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、稲垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

稲垣委員

第39号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

申請地の場所は、箕面池田線の■■■■交差点を■■■■へ約■■■■メートルほど行ったところの、■■■■の■■■■側にある土地です。

譲受人の■■■■氏が、事業拡大により、資材置き場が手狭になったため、自社の資材置き場に隣接するこの土地を譲り受けて使用されようとするものです。

申請には、大阪府の宅地造成に関する工事の許可通知書の写しが添付されています。

周辺の状況は、■■■■側は道路、■■■■側は自社の資材置き場、■■■■側は他人農地、■■■■側は譲渡人所有の農地となっており、雨水は南側道路側溝へ排水することです。また、地域の水利組合の同意書も提出されております。

以上により、周辺の農業経営に影響はないと考えられますので、転用しても問題はないものと思われま

す。以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、許可することにいたしたいと思

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付するものです。

議長

次に、日程第3、第40号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第40号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

申請地は上止々呂美■■■■、地目は、台帳は田、現況は畑、面積は■■■■平方メートルです。

申出者借り手は■■■■、■■■■氏、職業は■■■■です。

申出者貸し手は、■■■■、■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権（解除条件付き）、設定期間は告示の日から

事務局

令和5年9月30日までです。

以上、第40号議案のご説明とさせていただきます。

議長
北田委員

本件につきまして、北田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第40号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、阪急バスの■■■■の■■、■■メートルほどのところの■■側にある1筆の農地です。

貸し手の■■氏は、除草で手一杯となっていたこの農地を貸し出されるものです。

借り手は、■■にお住いの■■氏で、職業は■■です。

■■氏は、現在、■■の他、■■地区でも農地2箇所での利用権の設定を受け、しっかりと耕作を行っておられ、この度、農業経営の規模をさらに拡大されようとするものです。

農作業歴は■■年、農機具は草刈機をお持ちで、申請された農地まで車で1時間程度、協力者9名とともに、年に100日ほど、農業に従事されるとのこと。

農作業歴も十分にあり、また、人員も確保されておられることから、申請農地についても問題なく農業を行っていくものと思われま。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため許可できるものと考えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件の農用地利用集積計画の作成の件につきましては、問題ないものとして、箕面市長に答申することに決定いたします。

議長

次に、日程第4、第41号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第41号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

事務局

申請地は下止々呂美■■■■、地目は、台帳・現況ともに田、面積は■■■■平方メートル、他1筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。
申出者借り手は■■■■、■■■■氏、職業は■■■■です。
申出者貸し手は、■■■■、■■■■氏、設定する利用権の種類は賃借権、設定期間は令和2年8月1日から令和7年9月30日までです。

議長
北田委員

以上、第41号議案のご説明とさせていただきます。

本件につきまして、北田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第41号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、阪急バスの■■■■から■■■■メートルほど進み、■■■■を■■■■メートルほど行ったところの■■■■側にある農地です。

申請地におきましては、現在、借り手の■■■■氏が利用権の設定を受け、耕作をされています。

この度、7月末で期間満了を迎えるにあたり、貸し手の■■■■氏、借り手の■■■■氏の両名から継続の希望がありましたので、この度、あらためて利用権の設定を行うものです。

■■■■氏は、トラクターなど農機具をお持ちで、農地まで車で5分程度、年に200日ほど、農業に従事されるとのことでした。

米の栽培を計画されており、水については、水路を利用されています。

農作業歴も十分にあり、申請農地について問題なく農業を行っていくものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため許可できるものと考えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件の農用地利用集積計画の作成の件につきましては、問題ないものとして、箕面市長に答申することに決定いたします。

議長

次に、日程第5、報告第24号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

報告第24号、専決処理の報告の件農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

事務局

議案書2ページ、参考資料は7ページからでございます。

届出地の所在は桜[]、地目は、台帳田、現況は雑種地、面積は[]平方メートル他2筆で、面積の合計は[]平方メートルです。

届出人の住所は[]、氏名は[]氏、職業は[]、転用目的は野外駐車場となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年5月18日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第24号のご説明とさせていただきます。

議長
佐茂委員

本件につきまして、佐茂委員から調査内容の報告をお願いいたします。

報告第24号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

届出地の場所は、[]の[]側の土地です。

申請地3筆については、すでに[]年頃に野外駐車場として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、届出を出しておらず、この度、始末書を添付の上、4条の転用届出を出されたものです。

周辺につきましては、[]側は道路、[]側は他人の農地、[]側・[]側は宅地となっており、雨水は自然浸透させており、また東側道路の側溝へ放流もされています。

現在まで問題なく経過してきており、周囲の農業経営に影響はないと思われれます。

以上で調査内容の報告とさせていただきます。

議長

次に、日程第6、報告第25号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、担当地区の説明については、特に報告のある委員さんに限らせていただき、会議時間の短縮にご協力をお願いします。

ないようですので、以上で本日の会議日程は全部終了いたしました。

何か連絡事項等がございますか。

議長

事務局から連絡事項はございませんか。

ないようですので、次回総会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局

令和2年第7回農業委員会総会は、令和2年7月10日(金)午後1時30分。場所は、市役所本館3階、委員会室で行います。

議長

これをもちまして、令和2年第6回箕面市農業委員会総会を閉

会いたします。

(午後1時50分閉会)

上記は、令和2年第6回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議 長 阪本喜代治 

署名委員 北田栄次 

署名委員 野口博史 